伊勢崎市情報公開審査会 (答申第3号)

諮問第3号 伊勢崎市立中等教育学校基本構想(案)に関するパブリック コメントの意見書の全部を公開しないこととする決定に係る 異議申立てについて

答 申 書

第1 審査会の結論

本異議申立てに係る事件(以下「本異議申立事件」という。)の対象となった行政情報については、伊勢崎市教育委員会(以下「実施機関」という。)が異議申立人である 氏(以下「異議申立人」という。)に対して行った決定のとおり、非公開とすることが相当である。

第2 異議申立ての趣旨及び経緯

- 1 平成 19 年 6 月 7 日付けで異議申立人は、実施機関に対して、伊勢崎市情報公開条例(平成 17 年伊勢崎市条例第 17 号。以下「条例」という。) 第 6 条第 1 項の規定により、伊勢崎市立中等教育学校基本構想(案)に関するパブリックコメントの意見書(以下「本件対象行政情報」という。)について、行政情報の公開請求(以下「公開請求」という。)を行った。
- 2 同年6月22日付けで実施機関は、異議申立人の行った公開請求に対して、本件対象行政情報を公開することにより、「意見提出者の権利利益を侵害するおそれがあるとともに、パブリックコメント手続の利用者の減少等が予想され、今後のパブリックコメント手続の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある」との理由(条例第7条第1項第3号及び第5号該当)で本件対象行政情報の全部を公開しないこととする決定(以下「本件処分」という。)を行った。
- 3 同年7月4日付けで異議申立人は、実施機関に対して、本件処分は条例の解釈及び運用を 誤ったもので、違法不当な処分であることから、「本件処分を取り消すとの決定を求める」と の趣旨で異議申立てを行った。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、行政情報公開決定等理由説明書及び口頭理由説明により、本件処分の理由について、次のように説明している。

1 パブリックコメントについて

パブリックコメント手続の概要

パブリックコメントは、市民参加の一つの方法として伊勢崎市市民参加条例(平成 18年伊勢崎市条例第 15号。以下「市民参加条例」という。)により設けられた制度であり、市の政策等の案を広く市民に公表し、その案に対する市民の意見や提案を募り、その結果提出された意見や提案の内容(以下「提出意見等」という。)を総合的に勘案して意思決定するとともに、提出意見等の概要とそれに対する市の考え方などを公表する一連の手続である。

提出意見等の取扱い

検討を終えた提出意見等の概要とその結果は、市民に公表することになるが、その際、 個人に関する情報などに配慮した上で、類似の提出意見等を取りまとめ、その要旨を作成 して公表することになる。

2 パブリックコメント手続における提出意見等が記載された原文書について

本件対象行政情報は、伊勢崎市立中等教育学校基本構想(案)に関するパブリックコメント手続において、市民が実施機関に提出した当該案に対する意見や提案の内容等が記載された原文書である。

なお、本件対象行政情報は、パブリックコメント手続に係る意見提出者が手書き又はパソコン等により作成したものを実施機関に提出したものであり、「氏名」、「住所」、「電話番号」、「メールアドレス」、「意見が提出できる該当区分」並びに「市の政策の案に対する意見及びその理由」から構成されている。

3 本異議申立事件における公開決定等の理由について

提出意見等が記載された原文書を公開することにより、次に掲げるとおり、個人識別性を排除したとしても、なお意見提出者の権利利益を害するおそれがあるとともに、パブリックコメント手続の利用者の減少等が予想され、今後のパブリックコメント手続の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本件対象行政情報の全部を公開しないこととしたものである。

氏名、住所、電話番号、メールアドレス及び意見が提出できる該当区分

住所、氏名等は明らかに特定の個人が識別され得る情報であることから、条例第7条第1項第5号本文の情報に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない情報である。

市の政策の案に対する意見及びその理由

ア パブリックコメント手続の実施に当たっては、市の政策等の案に対し、市民から自由で忌憚のない意見や提案を多く寄せていただくことが重要である。そのためには、住所、 氏名のみならず、市民が発信した情報の秘匿性を担保するなど、意見提出者個人の権利 利益を害することのないよう留意しなければならない。

提出意見等は、市のホームページ等により公表されることになるが、その際、個人の権利利益を害することのないよう個人に関する情報などに配慮し、提出意見等の全部又は一部をそのまま公表するのではなく、その要旨の公表にとどめるなど、個人情報の秘匿性を原則として運用している。

異議申立人が主張するように、提出意見等が記載された原文書に記載されている住所、 氏名等をマスキングすることにより、個人識別性は排除される。しかし、本件対象行政 情報には、意見提出者の意見や提案の内容が記載されており、このような特定の個人の 思想や主張、考え方に係る情報は、全体として個人に関する情報に該当するものと考え られる。

たしかに公開を前提として、また、ぜひ公開してもらいたいということで意見や提案

を提出する人もいるだろう。しかし、その一方で、意見や提案が原文のまま公開される のだったら提出しなかった方がよかったと考える人もいると推測される。

そこで、個人情報の保護の観点から、これを公開してほしくないと考える人の権利や利益を考慮し、「市の政策の案に対する意見及びその理由」欄に記載されている提出意見等は条例第7条第1項第5号本文に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」に該当すると判断するものである。

イ パブリックコメント手続において意見提出者は、郵便、ファクシミリ、電子メール等 により、市の政策等の案に対する意見や提案を信書の形で送付することになる。

この「信書」とは、特定人から特定人にあてた意思を伝達する文書のことをいうが、 その内容や差出人、受取人の住所、氏名、年月日等は秘匿すべきものとされている。

このような考えのもと、パブリックコメント手続における提出意見等が記載された原文書については、そもそも公開を予定しておらず、パブリックコメント手続により市民の意見や提案を募集する際も、その旨は意見提出者に対して告知していない。よって、意見提出者は、教育委員会にあてた信書の内容がそのまま公開されることを想定していないものと考えられる。

パブリックコメント手続は、提出意見等そのものがみだりに公にされないという信頼関係の上に成り立っているものであり、誰に気兼ねすることなく、市の政策等の案に対する意見や提案を表明することができ、また、意見や提案を表明したことにより不利益を受けることがないといった条件が確保されていることを意識し、それを信頼しているからこそ、市民は自由で忌憚のない意見や提案を述べることができるものである。つまり、市民が住所、氏名のみならず、自ら記載した意見や提案が公にされることを心配することなく、安心して意見や提案を述べる機会を確保することが本制度を円滑に運営していくための前提条件であるといえる。

たとえ、部分的にでも受取人である市から提出意見等が記載された原文書が第三者に公開される可能性があることとなった場合には、情報の秘匿性を前提とした本制度に対する市民の信頼を著しく損ない、これまで本制度を利用した市民に不安を与えるばかりか、第三者に自分の意見や提案の内容を見られたくないと考える者は、本制度を利用しなくなるなど、パブリックコメント手続の利用者の減少や提出意見等の内容に制限が加えられることが予測される。

したがって、「市の政策の案に対する意見及びその理由」欄に記載されている提出意見等を公開することにより、今後、市民から自由で忌憚のない意見や提案を募り、開かれた市政の推進を目的として実施するパブリックコメント手続の執行に著しい支障が生じるおそれがあると認められることから、本件対象行政情報は条例第7条第1項第3号に該当する情報であると判断するものである。

なお、提出意見等が記載された原文書がそのまま公開されることは、信書的性格を否定する結果を招き、このことにより、本制度のみならず、市民の声や市長メールなど、

市民の意見や提言を信書として受け取る他の制度への影響も懸念されるところである。

異議申立人は、「意見のホームページへの掲載はこれまでも行われており、今回のみ非公開とする合理的理由はない」とも主張しているが、伊勢崎市立中等教育学校基本構想 (案)に関するパブリックコメント手続における提出意見等については、その要旨を市のホームページへ掲載するなどしており、これまでの他のパブリックコメント手続においても同様の処理を行ってきたところである。

また、提出意見等については、すべてのパブリックコメント手続において同様の取扱いとなるものであり、異議申立人が主張するように本件対象行政情報に限ってのものではないことを付け加えておく。

第4 異議申立人の主張の要旨

- 1 異議申立人は、異議申立書において、「個人が特定される部分についてのみ非公開とすることで意見書提出者の権利利益は守りうる。さらに、意見書提出者の意見のホームページへの掲載はこれまでも行われており、今回のみ非公開とする合理的理由はない」ため、本件処分は違法不当であり、条例の解釈及び運用を誤ったものであると主張している。
- 2 意見書、補充意見書及び審査会における口頭意見陳述による異議申立人及び補佐人の主張の内容は、概ね次のとおりである。

私は、中等教育学校設置問題について、実施機関と市民の皆さんに考えてもらうべく、 パブリックコメント手続を活用しました。

実施機関は、伊勢崎市立中等教育学校基本構想(案)に対する総合的な見解を述べた A 4 版 4 ページに及ぶ私の意見を要約し、さらにそれに対する実施機関の見解を添えて市のホームページに掲載しましたが、ここには意見の改ざんが見られるようです。

そこで、市民の意見のすべてが正確に要約されているかどうか確かめたいと思い、パブ リックコメント手続により提出された意見すべての公開を求めたのです。

実施機関が本件対象行政情報を非公開とした第一の理由は、「個人識別性を排除しないと、意見提出者が特定され、その人に不利益をもたらすおそれがある」というものです。

「氏名」、「住所」、「電話番号」及び「メールアドレス」欄を非公開としたことについて は異論ありません。

私にとって関心のあることは、「それが誰の意見か」ではなく、「どのような内容の意見か」ということです。これに関連して、それが実施機関によって正確に要約されていたかどうかが問題となります。実施機関が手を加えない、生の意見を知りたかったのです。公表された実施機関の情報には改ざんされている臭いがしているのです。

第二に、実施機関は、「個人識別性を排除したとしても、意見提出者の権利利益を害する おそれがある」と説明しています。具体的に個人識別性を排除すれば、どのような権利利 益を害するというのでしょうか。

この点について実施機関は、「住所、氏名等をマスキングすることにより、個人識別性は

排除される」と認めている。個人識別性が排除されるのであるならば、それでよいのではないか。

第三に、実施機関は、「パブリックコメント手続の利用者の減少等が予想され、今後のパブリックコメント手続の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある」と説明しています。このような事例があったのでしょうか。

慎重に事に当たっているように見えますが、せっかく書いた意見が要約されて、自分の 意見とは全く違うものになってしまうことは、個人の意見が抹殺されることを意味します。 そうと知ったら、市民は絶望するでしょう。

市の政策等について意見を求めるに当たって、長文の意見を提出する人には、その要約を本人に書いてもらうことを条件とすべきです。また、長文の意見のほかに、字数制限をした意見の要約を書いてもらうのです。

また、実施機関が説明する「市民が発信した情報の秘匿性」とは、どういうことでしょうか。このような姿勢だと、市民の意見の改ざんに陥ることになります。

なぜ改ざんするかというと、自分たちに賛成する意見のみを前面に出そうとするからです。市民民主主義は、すべての異なる意見を互いに開陳し合って討議し、よりよい結論を 導き出すものでなくてはなりません。

個人の意見を秘匿するために、その要旨を公表するというわけですが、ここで改ざんのおそれが出てくるのです。改ざんされても分からないのです。自分の意見は、実施機関がまとめた要旨の中のどれか特定できないのです。

どのような意見でも、その人なりの思想や主張、考え方に基づくものです。実施機関の 考え方だと、個人の意見はすべて秘匿されてしまうのではないでしょうか。

私の提出した意見は、実施機関によってまとめられ、すべて公表されるものと思っていましたが、実際に公表されたものは違いました。人によって意見はいろいろです。それを 実施機関がどのように概括するのかについて注目していました。

この意見の要約の公表やそれに対する実施機関の説明は不誠実極まるものでした。この 概括では、市民には何のことやら分からないでしょう。ましてや市民が互いに話し合う材料にもなりません。これでは実施機関と建設的に話し合うこともできません。私だけでな く、同じようなことが意見を提出した他の多くの市民の場合にも起こっているようです。

とすれば、意見提出者に「あなたのコメントは 番です」と返信して、後に要約文を お知らせして了解を得るようにしたら、いくらか不信感は軽減するかも知れません。また、

「もし要約に異議があれば、ご連絡ください」として、意見提出者の意見を生かす措置を とるべきです。意見提出者には、自分の意見の内容がどのように要約されたか、知る権利 はあると思います。

しかし、実はこれでも不十分なのです。「 番のコメントの生の内容を知りたい」と言えば、それを知ることができて、はじめて知る権利が保障されたことになるのではないでしょうか。こうなって、はじめて本人はもちろん、市民同士も互いに自由に議論でき、市民参加条例を制定した趣旨が生きてくるのではないでしょうか。

実施機関は、市民参加条例をどう受け止め、実践しようとしているのでしょうか。そも そも市民参加条例及び情報公開条例が制定された根本の理由は、行政権力の座にある者が その地位を利用して、市民の意見を自分の都合にあわせて改ざんすることを防止すること にありました。国の情報公開制度審議会は、この点に着目して大いに議論されて、それが 情報公開法制度の民主的確立に寄与しています。

私のパブリックコメントは、伊勢崎市立中等教育学校の設置問題について総合的に述べたもので、これには多種多様な事柄が含まれており、それらは互いに関連し、切り離しがたいものとなっています。これが実施機関の要約の中でばらばらにされ、焦点がぼけて消え去りました。

要約や概要は、意見提出者の真意に添うものでなければなりません。それが無視されると、市民は市政への参加の意欲をそがれ、諦めてしまうでしょう。多くの市民がパブリックコメントの効用を疑い、これを活用しなくなるでしょう。パブリックコメント手続は形骸化し、死滅するでしょう。

私だけでなく、多くの市民の意見がどのように無視されたか、改ざんされたか、それを 私たち市民の力で検証し、その病める部分を治癒したいと思ったのです。

実施機関が公表した内容は、意見提出者からすると自分の意見が見えないものとなって しまっており、パブリックコメント手続自体に不信感を持ってしまいます。

要約するに当たっては、公平性の問題があります。意見提出者の中には賛成も反対もいる。人によって意見が違うことは避けられないことです。しかし、違う人の意見にこそ耳を傾け、真剣に話し合いたいのです。

要約するというのは大変困難な作業だと思うが、実施機関の要約の仕方では、自分に都合のよい意見ばかり取り上げ、世論操作をしているのではないかとの疑念を抱いてしまいます。誤解や疑問を持たれる市民参加の方法ではなく、透明性のある手続を期待しています。

第5 審査会の判断の理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「行政情報の公開を請求する市民の権利を保障することにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって市政の諸活動を市民に説明する責務を果たすとともに、地方自治の本旨に即した市政の進展に寄与する」ことを目的として制定されたものであり、情報公開制度を通じて、市民が積極的に市政へ参加することを推進するとともに、市政に対する理解と信頼を深めることによって、開かれた市政の実現を目指すものである。

実施機関は、この目的に従い、市民から公開請求のあった行政情報を原則として公開しなければならない。しかしながら、実施機関の保有する行政情報の中には、公開することにより、個人のプライバシーを侵害したり、市政の公正かつ適切な運営を妨げ、ひいては市民全体の利益を損なうような情報も含まれているため、情報公開制度のもとにおいても、例外的

に非公開とせざるを得ないものがある。この例外的に非公開とせざるを得ない情報を条例第7条第1項各号で個別具体的に定めているものである。

もとより、条例の解釈及び運用に当たっては、原則公開の趣旨を踏まえつつ、非公開情報 の該当性について、事案の内容に則し、個別的かつ適切に判断されなければならないことは いうまでもない。

2 本件対象行政情報の内容について

本件対象行政情報は、当審査会が見分したところ、実施機関が伊勢崎市立中等教育学校基本構想を策定するに当たり実施したパブリックコメント手続において、市民が実施機関に提出した当該案に対する意見や提案の内容が記載されたものであり、「氏名」、「住所」、「電話番号」、「メールアドレス」、「意見が提出できる該当区分」並びに「市の政策の案に対する意見及びその理由」から構成されている。

伊勢崎市立中等教育学校基本構想(案)に関するパブリックコメント手続では、計 356 人の市民から延べ 532 件の意見や提案が寄せられているが、本件対象行政情報は、その意見提出者ごとの当該案に対する意見や提案の内容が記載された原文書である。

なお、「市の政策の案に対する意見及びその理由」欄に記載されている提出意見等については、実施機関が同趣旨のものを 84 件に分類の上、要約して市のホームページ等により公表している。

3 本件処分の内容について

実施機関は、本異議申立事件において、条例第7条第1項第3号及び第5号を適用し、本件対象行政情報を公開することにより、「意見提出者の権利利益を侵害するおそれがあるとともに、パブリックコメント手続の利用者の減少等が予想され、今後のパブリックコメント手続の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある」との理由で本件対象行政情報の全部を公開しないこととする決定を行っている。

4 本件処分の理由として適用した条例第7条第1項第3号及び第5号の該当性について 実施機関の説明及び異議申立人の主張を整理すると、本件対象行政情報が条例第7条第1 項第3号及び第5号に該当するか否かが本異議申立事件の争点と考えられる。

そこで、当審査会としては、原則公開の趣旨のもと、本件対象行政情報を公開することにより、実施機関が説明する「おそれ」が生じるか否かを審議し、本件対象行政情報の条例第7条第1項第3号及び第5号該当性について検討することとした。

条例第7条第1項第3号の解釈

条例第7条第1項第3号では、市の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、 当該事務又は事業の性質上、公開することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれ がある情報について、非公開情報に該当するものとしている。

また、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業に関する情報であって、ある 個別の事務又は事業に関する情報が公開されると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂 行に支障を及ぼすおそれがあるものなどについても、同様に非公開情報になり得ると考えられる。

市の機関等が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公開することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、非公開とする合理的な理由があるものと考えられる。

この事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するに当たっては、当該事務又は事業の目的やその目的達成のための手法などに照らして、本号に該当するか否かの判断を行わなければならない。

これは、実施機関に広範な裁量権を与えるという趣旨ではなく、実施機関は要件の該当性を客観的に判断しなければならないものであり、さらに、根拠となる規定やその趣旨に照らし、公益的な公開の必要性など、種々の利益を考慮した上で、公開することにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言えるものであることが求められる。

また、この「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

条例第7条第1項第5号の解釈

条例第7条第1項第5号は、個人の基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するために設けられているものである。

原則公開とする情報公開制度においても個人のプライバシーの侵害は防がなければならない。しかし、個人のプライバシーの具体的な内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではなく、その内容や範囲は、事案ごと、各個人によって異なり得るところである。

そこで、条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人のプライバシーであるか否か不明確な情報も含め、特定の個人を識別することができる情報(以下「個人識別情報」という。)について、包括的に非公開情報として保護することとしている。また、条例第3条第2項において、実施機関に対して個人に関する情報が保護されるよう最大限の配慮をすることを義務づけることにより、その保護の徹底を図っているところである。

しかし、形式的に特定の個人識別情報をすべて非公開とすると、個人のプライバシーの保護という本来の趣旨を超えて非公開の範囲が広くなりすぎるおそれがある。そこで、個人識別情報を原則非公開とした上で、個人の権利利益を侵害せず、非公開にする必要のない情報や人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開する必要があると認められる情報を条例第5条第1項第5号ただし書アからウまでに例外的事項として限定列挙し、これに該当する場合は公開することとしたものである。

なお、実施機関が保有する個人情報の大部分は個人識別情報であり、これを非公開とすることで、個人の権利利益の保護は基本的に十分確保されると考えられるが、中には特定の個人を識別することはできないが、個人の人格と密接に関連したり、公開すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められたりする情報があり得る。

そこで、条例第7条第1項第5号本文では、特定の個人を識別することができない情報であっても、公開することにより、次に掲げるような個人の権利利益を害するおそれがあ

る情報についても、非公開情報に該当するものとしている。

- ア 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するため、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる情報
- イ 無記名の個人の著作物等に係る人格権又は財産権を害するおそれがあると認められる 情報

本件対象行政情報の条例第7条第1項第3号及び第5号の該当性

本件処分の理由として、本件対象行政情報を公開することにより、意見提出者の権利利益を侵害するおそれがあるとともに、今後のパブリックコメント手続の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある旨の説明が実施機関からあったので、この点について検討することとする。

- ア 本件対象行政情報のうち、「氏名」、「住所」、「電話番号」、「メールアドレス」及び「意見が提出できる該当区分」欄に記載されている情報については、明らかに個人識別情報であることから、条例第7条第1項第5号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない情報であると認められるものであるが、この点について、異議申立人は争わない旨の主張であるので、当審査会としてはこれ以上の判断は行わないものとする。
- イ 本件対象行政情報のうち、「市の政策の案に対する意見及びその理由」欄には、伊勢崎 市立中等教育学校基本構想(案)に対する意見や提案の内容が記載されている。

これは、意見提出者自身の考え方、思想、感情等を創作的に表現したものであることから、個人に関する情報に該当することは明らかである。

ウ この点について、異議申立人は、上記アに係る記載部分を公開しないことで、特定の 個人を識別することができなくなるため、提出意見等が公開されたとしても個人の権利 利益を侵害することはないと主張している。

これに対して実施機関は、パブリックコメント手続を実施する際、提出意見等の取扱いについて、その概要を公表することとしているが、提出意見等が記載された本件対象行政情報が公開される可能性があることを意見提出者に対して告知していない。よって、本件対象行政情報を公開することにより、意見提出者の知らない間に自分の意見や提案の内容がそのまま公開される結果となってしまうと説明している。

エ たしかに、異議申立人が主張するように、提出意見等を積極的に公開してもらいたいと考える者もいるであろう。しかし、その一方で、提出意見等がそのまま公開されるのであれば意見や提案を提出しなかったと考える者がいることも否定できない。

パブリックコメント手続において意見提出者は、実施機関に対して意見や提案を提出するのであり、提出意見等が記載された本件対象行政情報が公開される可能性があることを意見提出者に対して告知していないことを考慮すると、提出意見等が実施機関によって原文のまま公開されることは意見提出者の予想するところではなく、公開されることを前提として提出した意見や提案ではないと言うべきである。

- オ したがって、自己情報のコントロール権を保障する個人情報の保護の観点から、提出 意見等は、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利 利益を害するおそれがあると認めるものである。
- カ また、以上のことを併せ考えると、仮に住所、氏名等に限らず、公開について了承していないにもかかわらず、パブリックコメント手続により提出された意見や提案の内容が記載された本件対象行政情報が部分的にでもそのまま公開されることになると、自分の意見や提案が公開されることを懸念して、今後、市民がパブリックコメント手続を通じた意見発信をためらう結果を招くおそれがあることも否定できない。

さらに、第三者に自分の意見や提案の内容を見られたくないと考える者はパブリックコメント手続を利用しなくなるなど、本件対象行政情報を公開することにより、今後、パブリックコメント手続の利用者の減少やパブリックコメント手続により提出される意見や提案の内容の複磁化を招くこともあり得るであろう。

- キ したがって、提出意見等を公開することにより、今後、市民の忌憚のない意見や提案 を広く募るパブリックコメント手続の執行に支障を及ぼすおそれがあると認めるもので ある。
- ク 上記のことから、本件対象行政情報を公開した場合に予想される「おそれ」は、条例 第7条第1項第3号及び第5号の規定により保護する利益があると判断するものである。

5 その他

当審査会は、実施機関が行った公開決定等に対して不服申立てがなされた場合において、その対象となる行政情報の全部又は一部が非公開情報に該当するか否かを条例の規定及び趣旨に照らしながら調査審議するものであることから、異議申立人のその余の主張については、本異議申立事件の調査審議の対象とはしなかった。

6 結論

以上のとおりであるから、本異議申立事件に対して当審査会は、上記第1の結論のとおり 答申するものである。

第6 審査会の付帯意見

市政の諸活動を市民に説明する責務を果たすため、今後、パブリックコメント手続を実施するに当たって、提出意見等の公開の可否をあらかじめ意見提出者に確認するなど、提出意見等の取扱いや概要のまとめ方について、その運用を工夫するよう実施機関に対して要望する。

第7 調査審議の経過

当審査会における本異議申立事件に係る調査審議の経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

審査会における調査審議の経過

年 月 日	内容
平成 19 年 7 月 20 日	実施機関から「諮問書」を受領
平成 19 年 7 月 31 日	実施機関に「行政情報公開決定等理由説明書」を提出要求
平成 19 年 8 月 7 日	実施機関から「行政情報公開決定等理由説明書」を受領
平成 19 年 8 月 10 日	異議申立人に「行政情報公開決定等理由説明書」の写しを送付
平成 19 年 8 月 20 日 (第 6 回審査会)	実施機関による口頭理由説明審議
平成 19 年 8 月 24 日	異議申立人から「意見書」を受領
平成 19 年 8 月 31 日	実施機関に「意見書」の写しを送付
平成 19 年 9 月 19 日 (第 7 回審査会)	異議申立人及び補佐人による口頭意見陳述 審議
平成 19 年 9 月 25 日	異議申立人から「補充意見書」を受領
平成 19 年 10 月 12 日	実施機関に「補充意見書」の写しを送付
平成 19 年 10 月 17 日 (第 8 回審査会)	審議
平成 19 年 11 月 7 日 (第 9 回審査会)	審議
平成 19 年 12 月 12 日 (第 10 回審査会)	審議